

KC'sからののお知らせ

消費者庁主催「消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング」

2月5日(土) 京都国際交流会館で「消費者団体訴訟制度意見交換ミーティング」(主催:消費者庁)が開催されます。

- 日時: 2011年2月5日(土) 14時~16時
- 会場: 京都国際交流会館 イベントホール
〒606-8536 京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1 (TEL: 075-752-3010)
- 内容: ①主催者あいさつ・消費者庁より説明
②消費者団体訴訟制度の説明・適格消費者団体の活動紹介
・京都消費者契約ネットワークのメンバーを中心に制度・活動を寸劇で紹介
・ひょうご消費者ネット・KC's活動報告 (KC's報告者: 榎彰徳理事長)
③パネルディスカッション
・KC's検討委員長の五條操弁護士がパネリストとして参加します
- 参加費は無料です。
- 同ミーティングの詳細、参加申し込みは <http://www.dantaisosho.com/>

2011年3月、京都と神戸で「消費者セミナー」を開催します

《京都消費者問題セミナー「高齢者ビジネスとその被害」》

- 主催: 京都消費者契約ネットワーク・コンシューマーズ京都・京都生協・京都府生協連・KC's
- 日時: 2011年3月2日(水) 10時~12時
- 会場: ハートピア京都
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 (TEL 075-222-1777)
- 内容: 報告① 京都の最近の消費者被害事例から
報告② 高齢者ビジネスとその被害
報告③ ワークショップ
「高齢者の消費者被害を見聞きしたことはありませんか？」
まとめ 京都消費者契約ネットワークの活動報告
- 参加費は無料です。
- セミナーに関するお問い合わせ・お申し込みはNPO法人コンシューマーズ京都(京都消団連)
TEL: 075-251-1001 FAX: 075-251-1003 E-mail: syodanren@mc2.seikyone.jp

《ひょうご消費者セミナー2010》

- 主催: 兵庫県生協連・コープこうべ・ひょうご消費者ネットワーク・KC's
- 日時: 2011年3月18日(金) 13時~15時30分
- 会場: 兵庫県民会館 11F パルテホール
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 (TEL 078-321-2131)
- 内容: 第1部報告: 兵庫県の消費者行政について(兵庫県)
消費者団体訴訟制度(ひょうご消費者ネット・KC's)
兵庫県消費者行政調査(コープこうべ)
第2部講演: 「消費者被害を防ぐまちづくり」
講師 山口一史さん(ひょうご・まち・くらし研究所常任理事)
- 参加費は無料です。
- セミナーに関するお問い合わせ・お申し込みは、KC's事務局まで

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

発行所 KC's事務局

〒540-0033 大阪市中央区石町1-1-1
天満橋千代田ビル2号館2階

TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp

No.30
2011.1.20

景品表示法を学び、消費者目線で広告をチェック!

消費者庁の水村豊さんを講師に招き、消費者・事業者など42名が参加

2010年12月6日、大阪府消費生活センターで景品表示法学習会を開催しました。学習会には、KC's活動委員会として健康食品の広告を調べているおおさかパルコープの食品表示ウォッチャーズやこむらいふ奈良のみなさんや、事業者の方など42名の参加があり、関心の高さを感じました。

《消費者行政の変化と消費者政策》



講師の水村豊さん(消費者庁表示対策課景品・表示調査官)は「日頃は事業者、弁護士、消費生活センターの方々に対して景品表示法の解釈について相談に応じている」と自己紹介がありました。

水村さんは、消費者運動の歴史について「約100年前に『消費者の権利が損なわれている』と、メディア(広告)の浄化運動から始まり、日本ではその約50年後の昭和30年頃から取り組みが始まった」と紹介しました。

□1960~70年代=行政による取り締まり・規制

消費者政策という言葉はなく行政が規制や取り締まりを行うことにより消費者の権利を守る。消費者保護基本法(1968年)、景品表示法(1972年)、訪問販売法(1976年)。

□1970~80年代=消費者の取り組みが始まる

カラーテレビの二重価格・不買運動、国民生活センター(1970年)の設置。行政窓口への

相談・斡旋解決。

□1980~90年代=訴訟や事業者の自主規制

1995年製造物責任法(PL法)施行。司法の場で消費者が直接交渉を始めた時代。2000年代に入って、企業や事業者団体やメディアなどで自主規制が求められていく時代。と紹介し、「3つの変化が重なり合って消費者行政が変わってきた」と説明しました。

《景品表示法の2つの役割》

続いて、水村さんは本題の景品表示法について次のような説明を行いました。

□景品表示法の2つの役割

＜景品と表示の2つを規制＞

景品、表示(広告など)はともに企業から消費者に対して「商品を買ってほしい」という合図であり、消費者に対して働きかけを行う段階で規制をかけようことで1つの法律で2つを規制しています。

＜同法の2つの役割＞

1つは「消費者を守る」こと。もう1つは「公正な市場の実現」です。消費者が正確な情報で正しい判断ができるように公正な競争が行えるようにすることで、消費者を守り、真面目に活動している企業を守るという役割を持っています。



□優良誤認・有利誤認

＜優良誤認とは？＞

商品やサービスの品質や規格などの内容について実際よりも良く見せかける表示のことを優良誤認といいます。例えば「ハチミツ100%」と謳いながら、水あめを混ぜてある。水あめに成分添加すると、古い分析器では分からない場合もある。ヒレの棒肉と言いながら、成形肉だったという事例など。

＜有利誤認とは？＞

商品やサービスの価格などの取引条件が実際よりもお得に見せかける表示のことを有利誤認といいます、例えば「No.1」と謳っても、何のNo.1 分からないものや、「50%オフ」と表示しているがいつも50%オフだったりという事例など。

≪「これはおかしい？」

消費者の目線で広告をチェック≫

その後、おおさかパルコプの組合員グループ「食品表示ウォッチャーズ」と奈良の消費者グループ「こむらいふ奈良」の皆さんが健康食品の広告について、この間検討を行ってきた内容の発表がありました。そもそも健康食品の広

告は怪しげな記載や経験談が満載でしたが、消費者の目で広告のおかしなところをチェックし、事業者の方からも「消費者の目線でどんなところを疑問に感じるのか良く分かった。勉強になった」と好評でした。



最後に水村氏から、2グループの発表について、1つひとつ詳細なコメントをいただき、終了しました。時間が限られていたため、参加された方からの質疑応答の時間が取れずに残念でしたが、アンケートでは「具体的な事例がたくさん学べて分かりやすく有益だった」、「消費者庁が置かれている状況、考え方、スタンスを理解することができた」と好評でした。

消費者行政と適格消費者団体との連携の深化と発展をめざして

第5回近畿の消費者行政と適格消費者団体との懇談会

2010年11月30日、近畿2府5県と4政令市の消費者行政担当者と近畿の4つの適格消費者団体との懇談会を大阪府消費生活センターで開催し、各府県と政令市の消費者行政担当者、近畿で活動する4つの適格消費者団体（全国消費生活相談員協会関西支部、ひょうご消費者ネット、京都消費者契約ネットワーク、KC's）、地域の消費者団体として各府県生協連合会などから38名が参加しました。

≪消費者被害の拡大防止としての

役割を発揮≫

近畿の4つの適格消費者団体は、それぞれが取り組んでいる事業者に対する差止請求について、裁判を提起した事案や裁判外で一定の解決が図られた事例を紹介しました。

その中で、ひょうご消費者ネットの清水巖理事長は、ジャルツアーズに対する差止請求訴訟について「12月8日に判決の予定だが、この結果が他の企業ポイントにも大きな影響を与える」として、1つの差止請求が様々な波及効果を生むことを強調しました。



また、KC's 検討委員長の五條操弁護士は、KC's が差止請求訴訟を行った英会話教室の不当勧誘について「各地の消費生活センターの協力によって事例の収集と相談者本人への聴取に対して協力いただいたことが成果に結びついた」ことを紹介しました。一方、①事業者名を含んだ問題事例の情報提供 ②情報提供に関して事案に関係する書類の提供の開示 などの点を、行政からの情報提供に関する課題として提起しました。

≪行政と弁護士会、適格消費者団体との連携で消費者被害の拡大防止を≫

京都府消費生活安全センターの野口武彦参事は、京都府・市と弁護士会、適格消費者団体などが連携して取り組んでいる「あんしんチーム」の活動について報告しました。野口さんは「悪徳商法を許さない京都づくり」の全体イメージを紹介し「相談分野あんしんチーム」と「調査分野あんしんチーム」の概要と役割などを紹介しました。

一方「行政処分が京都府内しか適用されないという問題を今後どのように解決するかという課題がある」と提起し、その解決策の例として消火器販売被害が京都府下だけでなく近畿一円に被害が広がった問題で、近畿2府4県の消費者行政が連携をして行政処分を行った事例のような行政間の連携強化が必要だと報告しました。

≪消費者教育を通じて

消費者被害の防止をすすめる≫

神戸市消費生活課の藤井孝明主幹は、神戸市が取り組む消費者行政の施策についての概要を説明しました。このなかで藤井さんは、消費者被害を防ぐ取り組みとして、神戸市では消費者教育に重点を置いていることを紹介し、神戸コンシューマーズスクールの修了生による活動やくらしのパートナーの活動などを紹介しました。神戸で活動するくらしのパートナーは、現在約150名が消費者被害情報を消費生活センターに情報提供する取り組みや物価モニターなどを行っています。藤井さんは「消費生活センターを知っている人が半数しかないという調査結果からも、消費者被害にあった人が近所の身近なくらしのパートナーを通じて連絡する取り組みは、消費者とセンターとの橋渡し役として一定の成果を上げている」と報告しました。



≪消費者被害の把握と連携の必要性≫

会場からは、京都府などが取り組む「あんしんチーム」の活動について「消費者被害の掘り起こしが私たちの地域の課題」だという感想や、近畿2府4県で行った行政処分について「今後も連携した取り組みが必要」などといった意見が出されました。

また、適格消費者団体との連携については、情報提供のあり方や提供できる情報の内容について意見が交わされました。

≪消費者団体と消費者行政との

連携の深化を確認し、新たな一歩を≫

懇談会のまとめとして、KC's 副理事長の片山登志子弁護士は、今回で5回目となる消費者行政懇談会の内容について「これまでよりも深い連携が進んできたことが確認できた懇談会だった」と評価しました。片山さんは、神戸市の報告について「一人ひとりの消費者が声を上げなければ何も変わらない。しかし、消費者一人ひとりを育てる取り組みが進んできたのは地方の消費者行政のおかげ」だと強調しました。また、京都府の「あんしんチーム」の活動についても「行政と専門家、適格消費者団体による連携は、消費者市民社会づくりのための新たなスクラム」だと評価し「それぞれの活動をそれぞれのネットワークを通じて伝えること」で、消費者市民社会づくりのための取り組みを広げていくことが重要だと述べました。

